

「第四期 和歌山県文化芸術振興基本計画（案）」に係る御意見を募集します

和歌山県では、令和3年4月に、和歌山県の文化芸術に関する基本的な方向性を示す「第三期和歌山県文化芸術振興基本計画」を策定しました。現計画が、令和7年度末で期間を満了するため、その進捗状況や実施上の課題、文化芸術を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、令和8年度から令和12年度までを期間とする「第四期和歌山県文化芸術振興基本計画」を策定します。

つきましては、「第四期和歌山県文化芸術振興基本計画（案）」を策定しましたので、県民の皆様からの御意見を募集します。

1. 意見の募集期間

令和8年2月9日（月）から令和8年3月10日（火）まで【必着】

2. 資料の閲覧方法

（1）和歌山県ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022100/dai4bunkakeikakuan.html>

（2）県の機関への備え付け

県庁文化学術課（県庁本館4階）、県庁情報公開コーナー（県庁本館2階）

各振興局地域づくり部総務県民課

3. 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。（口頭や電話での受付は行いません。）

（1）郵送による場合：〒640-8585（住所記載不要）和歌山県文化学術課宛

（2）ファクスによる場合：073-436-7767

（3）メールによる場合：e0221001@pref.wakayama.lg.jp

4. 意見の提出に係る留意事項

（1）件名に「第四期和歌山県文化芸術振興基本計画（案）」に対する意見」と明記してください。

（2）提出者の氏名、住所及び電話番号（法人及び任意団体にあつては、名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。（意見を公表する際、氏名、住所及び電話番号は公表しません。）

（3）様式は任意のもので結構ですが、参考例として、県ホームページに様式例を掲載します。

5. 提出された御意見の取扱い

（1）「第四期和歌山県文化芸術振興基本計画」策定の参考とさせていただきます。

（2）類似の意見を取りまとめ、県の考え方とともにホームページで公表します。

（3）提出いただいた意見に個別の回答はいたしませんので、ご了承願います。

（4）単に賛否を示した意見及び本計画（案）に関連のない意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

6. 問い合わせ先

和歌山県企画部企画政策局文化学術課文化企画班

電 話：073-441-2050

メール：e0221001@pref.wakayama.lg.jp